

質疑回答表 (事業者向け説明会) R6.11.25

質問番号	質問内容	回答
「電子契約利用申請書兼メールアドレス申出書」について		
1	<p>「電子契約利用申請書兼メールアドレス申出書」の提出について。契約検査課からメールが届くのですか。</p> <p>落札すると、落札業者に自動的に「電子契約利用申請書兼メールアドレス申出書」が送られてくるのですか。</p>	<p>まずは市契約検査課より電話にてお尋ねします。</p> <p>開札後、落札業者様に、電話にて電子契約にされるか、書面での契約にされるかをお尋ねします。電子契約を希望される場合は、「電子契約利用申請書兼メールアドレス申出書」を入力して契約検査課メールアドレスに送信してください。</p> <p>「電子契約利用申請書兼メールアドレス申出書」の様式と、送信先の契約検査課メールアドレスについては、蒲郡市ホームページに掲載いたします。また、公告や指名通知の際にも添付資料として掲載する予定です。</p>
2	<p>「電子契約利用申請書兼メールアドレス申出書」の提出について。案件ごとにその都度出さないといけないのですか。</p> <p>メールアドレスについては、案件ごとに担当者が違うので、案件ごとに変えることは可能ですか。</p>	<p>お手数をおかけしますが毎回提出していただきます。将来的に電子契約が定着した際には、一括同意の方法など見直しを考えていきます。</p> <p>メールアドレスの変更は可能です。署名者は代表者様であるため、代表者様が扱うメールアドレスを想定しています。</p> <p>基本は、あいち電子調達共同システムに登録されているメールアドレスです。ただし、あいち物品とCALS/ECは契約内容が違うため、別々のアドレスでも結構です。今回の電子契約を機にあいち電子調達共同システムのメールアドレスを変更される場合は、ご一報いただくと助かります。</p>
3	<p>「電子契約利用申請書兼メールアドレス申出書」に記載するメールアドレスについて。電子契約用に、あいち電子調達共同システムとは違うメールアドレスを使いたい。可能ですか。</p>	<p>基本は、あいち電子調達共同システムのメールアドレスを想定していますが、違う場合は契約検査課までご相談ください。なお、Gmailやヤフーメールアドレスなどのフリーメールアドレスは、原則使用不可です。</p>

「リサイクル説明書」について		
4	リサイクル説明書について。電子契約の場合は、今まで紙で提出していたものをメールにて提出するということですか。	契約書に添付を要する書類については、今まで紙で提出していただいていたが、その全てをメールにて契約検査課のメールアドレスに提出いただきます。提出いただいてから、市側にて必要部分を入れ込んでPDFファイルにし、電子契約書としてアップロードします。早めの提出にご協力くださいますようお願いいたします。
5	リサイクル説明書について。開札日当日の何時までに提出すればよいですか。	できましたら開札日当日の午後5時頃までにいただくと助かります。市側でPDFファイルにして電子契約書としてアップロードします。ご提出が遅れた場合、事業者様側の署名期間が短くなってしまう可能性があります。
「契約保証金」について		
6	契約保証金についてはどうなりますか。	契約保証の現金納付につきましては、今までどおり納付書を手渡しします。恐れ入りますが、納付書を受け取りに契約担当課までお越しください。また、その際に「契約保証金提出書」を提出してください。納付後の領収書写しはメールで提出いただけます。メール送信後ご一報ください。 電子保証でないもの、金融機関の保証や履行ボンド等も、原本(紙)の提出となりますので、郵送又はご持参ください。 契約保証の種類に関わらず、電子契約は可能です。希望される場合は、「電子契約利用申請書兼メールアドレス申出書」をメールにて提出願います。
7	契約保証金の納付について。「電子契約利用申請書兼メールアドレス申出書」の提出と同時に納付が必要ですか。	契約保証金の納付期限は、契約日の前日までです。開札日当日中であっても結構です。 現金納付の場合の事業者様側の流れとしましては、落札後、「契約保証金提出書」を契約担当課へ提出し、その書類と引き換えに、市側から「納付書」を受け取ります。 受け取った「納付書」については、契約日の前日までに納めていただき、その領収書の写しをメール又は持参にてご提出ください。

その他		
8	契約検査課以外の各課が行う入札については、電子契約はできないですか。	契約検査課以外の各課で行う紙入札については、電子契約の対象とはなりません。今後状況を見ながら拡大する予定です。
9	変更契約の取扱いはどうなりますか。	新規の契約締結と同様の取扱いになります。ただし、変更協議から契約締結までに十分な時間がない場合は、書面での契約をお願いさせていただく場合があります。
10	変更契約事務の迅速な実施の要望について	変更契約事務を迅速に行うよう関係部署に引き続き周知し実施に取り組んでいきます。
11	経営事項審査で契約書の写しを提出する際に、どのようにすればよいか。他の自治体の例があれば教えてください。電子帳簿保存法では、紙での保存は禁じられています。	<p>【GMOグローバルサイン・ホールディングス(株)より】</p> <p>経営事項審査で契約書の写しを提出する場合は、締結証明書と併せて提出いただければ問題ないかと存じます。基本的に以下の2点が確認できれば問題ないとされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営事項審査に必要な内容が記載されていること</li> <li>・契約者が双方合意した事実を確認できること</li> </ul> <p>※契約締結証明書を入手する方法</p> <p>方法1：蒲郡市がGMOサインよりダウンロードして、契約締結証明書のデータを事業者様へ送信する。必要な場合は、市発注担当課へご依頼ください。</p> <p>方法2：事業者様が市と契約締結後30日以内にGMOサインの無料アカウントを作成し、紐づけ作業をすると、GMOサインの管理画面内で出せるようになるのでそこから入手する。</p> <p>【蒲郡市】</p> <p>提出先によって、また提出年度によって取扱いが異なることがありますので、提出先に事前に確認をしていただきますようお願いいたします。</p>